

国民健康保険税の税率改正について

改正の理由と考え方

国民健康保険は北海道が財政運営の中心となり、全道の国保の医療費を全道各市町村の保険税（料）と各種交付金などを財源としてまかなっています。このような中、令和12年度に全道で同じ保険税（料）となる統一保険税（料）が目指されています。

全道の各市町村の保険税（料）率は、全道の医療費と各市町村の被保険者数などによって算定される北海道の標準保険税率に基づいて、各市町村によって決定されています。

令和7年度は北海道が示す標準保険税率と同等の改正を行っています。

改正の内容

1 税率改正

区 分		現 行	令和7年度	増 減
基礎課税分 (医療分)	所得割	7.85%	8.33%	0.48%
	均等割	25,300円	27,700円	2,400円
	平等割	26,000円	27,400円	1,400円
後期高齢者 支援金等分	所得割	2.60%	2.53%	△ 0.07%
	均等割	8,400円	8,800円	400円
	平等割	7,400円	8,800円	1,400円
介護納付金分	所得割	1.80%	1.96%	0.16%
	均等割	8,000円	8,900円	900円
	平等割	5,300円	7,000円	1,700円
合 計	所得割	12.25%	12.82%	0.57%
	均等割	41,700円	45,400円	3,700円
	平等割	38,700円	43,200円	4,500円

2 賦課限度額

区 分	現 行	令和7年度	増 減
基礎課税分(医療分)	65万円	66万円	1万円
後期高齢者等支援金等分	24万円	26万円	2万円
介護納付金分	17万円	17万円	－
合 計	106万円	109万円	3万円

3 軽減判定所得

区 分	現 行	令和7年度	増 減
5 割 軽 減	29.5万円	30.5万円	1.0万円
2 割 軽 減	54.5万円	56万円	1.5万円

お問い合わせ先：福祉課国民健康保険係
町民課賦課係

☎47-4682
☎47-4683